

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	あんしん子育て推進課
処分の名称	養育医療の給付の決定
処分権者	市長
根拠規定	母子保健法第20条第1項
基準規定	周南市未熟児養育医療給付事業実施要綱第2条
審査基準	<p>周南市未熟児養育医療給付事業実施要綱第2条 (給付対象者) 第2条 法第20条に規定する養育医療（以下「養育医療」という。）の給付対象者は、周南市に居住し、次の各号のいずれかに該当する法第6条第6項に規定する未熟児（以下「未熟児」という。）であって、医師が養育医療を必要と認めたものとする。</p> <p>(1) 出生時体重2,000グラム以下の未熟児 (2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示す未熟児</p> <p>ア 一般状態 (ア) 運動不安、けいれんがある未熟児 (イ) 運動が異常に少ない未熟児 イ 体温が摂氏34度以下の未熟児 ウ 呼吸器又は循環器系 (ア) 強度のチアノーゼが持続する、又はチアノーゼ発作を繰り返す未熟児 (イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下の未熟児 (ウ) 出血傾向の強い未熟児 エ 消化器系 (ア) 生後24時間以上排便がない未熟児 (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続している未熟児 (ウ) 血性吐物又は血性便のある未熟児 オ 黄疸 生後数時間以内に現われるか、又は異常に強い黄疸のある未熟児</p> <p>参考 母子保健法第20条第1項及び第2項 (養育医療) 第20条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。 2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限る、行なうことができる。</p>
標準処理期間	14日
備考	周南市未熟児養育医療給付事業実施要綱

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	あんしん子育て推進課
処分の名称	助産施設入所の決定
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	児童福祉法第22条
基準規定	児童福祉法施行規則第22条 周南市助産施設・母子生活支援施設入所の取扱いに関する規則第2条第1項第2項
審査基準	児童福祉法第22条, 児童福祉法施行規則第22条 規定は略
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	あんしん子育て推進課
処分の名称	母子生活支援施設入所の決定
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	児童福祉法第23条
基準規定	児童福祉法施行規則第23条 周南市助産施設・母子生活支援施設入所の取扱いに関する規則第2条第1項第2項
審査基準	児童福祉法第23条、児童福祉法施行規則第23条 規定は略
標準処理期間	14日
備考	